

省 動 労 生 厚
○ 秘 賃金構造基本統計調査 調査票

別記様式

統計法に基づく基幹統計調査
この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

1. 事業所に係る事項

(注)個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

2. 労働者に係る事項

記入上の注意

1. 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。
 2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
 3. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1だけ□で囲んでください。

政府統計


(令和2年6月分)

区分		労働者数		抽出率		
事業所の常用労働者数	正社員・正職員	男女計 うち、女	1 — □	企業全体の常用労働者数 貴事業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。	5000人以上	1
	貴事業所において正社員・正職員とする者				1000~4999人	2
常用労働者とは、 ・期間を定めずに雇われている労働者 又は ・1か月以上の期間を定めて雇われている労働者 をいいます。	正社員・正職員以外	男女計 うち、女	500~999人		3	
	常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者	300~499人	4			
		100~299人	5			
		30~99人	6			
		10~29人	7			
		5~9人	8			
事業所の臨時労働者数		常用労働者に該当しない労働者		記入労働者数 ※下の表部分(2. 労働者に係る項目)に記入した人数(2枚目以降に含みます)を記入してください。	正社員・正職員(男女計) 正社員・正職員以外(男女計)	臨時労働者
常用労働者に該当しない労働者		日又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者				

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

の調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、常に必要がある場合には

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

※この欄は最後にご記入ください

記入労働者数 ※下の表部分 (2. 労働者に係る事項)に記入した人数(2枚目以降を含みます)を記入してください。	常用労働者	正社員・正職員(男女計)
		正社員・正職員以外(男女計)
臨時労働者		